

リスボン会議後の EU 社会保障政策

岡 伸 一

はじめに

2000年、EUは新たな局面にさしかかった。マーストリヒト条約以後、活動が停滞していたようにみられたが、2000年のポルトガルでの欧州理事会において、久しぶりに活発な動きが見られた⁽¹⁾。予定されていた加盟国の拡大も大きな起爆剤になっていたことは確かである。

本稿では、主として社会保障に関する領域を広く対象とし、2000年にリスボンで採択された「ソーシャルアジェンダ」と2005年に出された「新ソーシャルアジェンダ」を取り上げ、EU社会保障政策の概要を明らかにし、評価と課題についても言及したい。

I. 2000年ソーシャルアジェンダ

2000年3月にポルトガルが議長国として開催したEUの欧州理事会は、2010年を目指して広い領域にわたり戦略目標を設定した⁽²⁾。本稿では、その多くの戦略目標のうち社会保障に関係する領域を整理してみたい。

基本概念

まず、リスボン欧州理事会は、EUの戦略目標として、「より多くのより良い仕事とより大きな社会的統合を可能にし、維持できるように、世界で最も競争力があり、ダイナミックな知識集約型の経済を構築すること⁽³⁾」としている。

このアジェンダで強調されているのは、雇用である。具体的には、2000年当時61%であった雇用率を2010年までに70%に引き上げることを最終目標とした。特に、雇用における男女平等を追求し、2000年に約51%であった女性の雇用率を2010年までに60%にまで引き上げることを目標化した。その背景として、3%の経済成長率を想定していた。そして、経済政策と雇用政策と社会政策の相互作用を強調した。伝統的な欧州社会モデルを知識集約型経済に対応して再編成しなければならないと主張している。

1. 雇用開発

アジェンダの最初に掲げられたのは、「より多くの、より良い仕事 (more and better jobs)」であった。特に、長期失業者、障害者、高齢者、外国人等少数派労働者に対して積極的な雇用政策を展開することで、雇用を拡大することを目指している。単なる雇用の量的拡大だけでなく、雇用の質を問題としている。労働環境の向上、労働条件の改善をはじめ、男女平等から雇用保障、労働衛生や安全にいたるまでの労働の質の向上を主張している。

長期失業の課題に取り組むために、地域統合を含めた地域の雇用能力を高め、地域雇用戦略を欧州レベルで支援することを主張している。そのためにも、生涯学習や長期の職業訓練・再

訓練を通じた技術・能力の向上にも言及している。

さらに、欧州市民の移動を促進することが強調され、その具体的な手段として次の5つが提示されている。

- ① 教員、研究者、学生、職業訓練専門家等の移動の障害を除去することで、知識集約型の欧州をさらに発展させること。
- ② 加盟国内で獲得した資格や技能の欧州レベルでの認定・評価を促進すること。
- ③ 2003年までに居住権に関する「指令」を改正し、労働者の自由移動に関する「規則」を改正することで、人の移動をさらに推し進めること。
- ④ 社会政策アジェンダは現在施行中であるが、移民労働者が社会保障の権利を保持することを保障する「規則」を現代化し、関係する法律の適用を改善すること、そして、特に新しい情報通信の利用を促進すること。
- ⑤ 2002年末までに EU 域内を移動する労働者のために、補足年金の受給権を保護する規定を強化すること。

2. 職場環境の改善

経済情勢や労働市場は、近年、変化が著しい。特に、知識集約型経済やグローバリゼーションの進行によって、就業形態や職場環境も一変している。労働者の期待に応じて新しい労使対話や交渉、相談が構築されなければならない。その中で、弾力性と保障の間での新たなバランスを模索しなければならない。具体的には、以下のような提案がある。

- ① 労働者が情報を与えられ、相談され、経営に参画する権利に関する EU の枠組み（「指令」）を2002年までに改善することで、労働者を経営の変化により参画させること。
- ② 2002年の共同体「通知」に基づいて、職場

の健康・安全に関する戦略を発展させること。

- ③ 新しい経済環境における労働者の雇用保障について、欧州レベルでの労使関係を改善する。2001年にダブリン基金に「変化に関する欧州モニタリングセンター」を創設し、2003年までに企業倒産時の雇用保障に関する「指令」を検討し、大量解雇に際して労働者に認められる保障に関する「指令」を再検討する。
- ④ 企業の社会的責任および変化への対応に関する活動を支援する。
- ⑤ マクロ経済に関する対話を改善させ、積極的にダイナミックな経済・社会・雇用政策の相互関係に貢献させる。EU の機関と労使団体の間で賃金の変化に関する情報交換を促す。
- ⑥ 2004年までに、社会保障給付や労働市場の特性を考慮した上で、個別解雇に関する意見交換を行う。
- ⑦ 2001年に、陸運輸送業における労働時間に関する補足的な法律を制定する。この法律はその後、海運、空輸業界にも「調和化」の進展をもたらすであろう。

3. 貧困対策

本来の基本的な考え方は、前提である経済成長と完全雇用が達成されれば、貧困対策や社会的排除の問題は自動的に消え去るというものである。だが、実際には、貧困や排除の問題は存在し続けている。リスボン欧州理事会は貧困撲滅のために決定的な影響を持つ施策を強調した。

- ① 2001年6月までリスボン欧州理事会が定義した「整合化」オープンメソッドに従って、各国政府の貧困対策として2年間の活動計画を作成する。
- ② 新しい情報通信技術が社会的排除を削減す

る可能性を追求していく。このために、フィエラ欧州理事会で採択された「e-Europe 2002年、すべての人のための情報社会」の欧州委員会活動計画を施行する。

- ③ 社会保障が提供する最低所得保障に関する1992年勧告をフォローアップし、その進展を監督するために可能な活動を検討する。
- ④ 社会的、空間的な人種隔離に対処するための加盟国政府の地域政策における努力を支援するため、各国の経験を交換する。
- ⑤ 社会的包摂の奨励に関して、EUの「平等」関係の活動を含み、欧州社会基金の影響を評価する。
- ⑥ すべての差別と戦う EU法の施行を保障する。この関連政策を強化するために過去の経験と成功事例の交流を進める。
- ⑦ 欧州市民と同等の権利と義務を第三国出身者に与えることを目指した積極的な統合政策を行う。統合政策に関する各国の経験を交換する。
- ⑧ 特に、2003欧州障害者年を通じて、すべての生活部門において障害者を完全に統合することを目的としたすべての活動を発展させる。
- ⑨ 労使団体、非政府組織、地方自治体、社会サービスの運営組織等と合理的なパートナーシップを確立する。社会的責任を強化するために企業もこのパートナーシップに組み込まれる。

4. 社会保障の現代化

加盟国の社会保障制度は国によってかなり異なるが、近年の改革の試みは基本的には共通する動きを見せている。従って、加盟国が協力関係を強化して、新たな福祉国家のチャレンジを展開していくべきである。ここでは、社会保障の現代化を主張している。社会保障の現代化は

伝統的な社会保障の基本理念である「連帯」を必要とする。現代化された社会保障は、労働市場への参加を強化するものである。

- ① 将来の年金制度を保障するための対策について、加盟国間で情報交換し協力関係を築く。2001年のストックホルム欧州理事会、グーテンベルクの欧州理事会で議論する。
- ② 加盟国の政策に基づいて、労働収入による所得保障を奨励し、仕事と家庭生活の両立をはかる。
- ③ 2003年までに連帯の要件として、高く維持可能な医療がいかに保障されるか調査研究が行われる。人口高齢化の影響も考慮し、雇用・社会政策評議会および保健評議会に結果を報告する。
- ④ 欧州委員会は研究成果を基にして、良質の保健医療サービスや保健商品への国境を越えたアクセスについて、状況の変化を検討する。
- ⑤ アジェンダの期間を通じて、社会政策における緊密な協力関係を分析、評価することができるようにする。

5. 男女平等の推進

社会政策に関するアジェンダのすべてにおいて、男女平等は国境を越えて堅持されなければならない。加えて、意思決定の過程への女性のアクセス、平等な権利の強化、労働と家庭生活の調和に関する特別な対策がとられるべきである。

- ① 男女平等の概念をすべての領域において統合する。特に、社会政策に関するアジェンダにおいては、政策の立案から監督、評価にいたるまで男女平等を考慮する。
- ② 加盟国における公共部門、そして、経済・社会部門において女性の意思決定過程への参画を増やす。

- ③ 「2001-2005年男女平等に関する共同体の枠組みにむけて」と題する欧州委員会「通知」を制定する。そこでは、1976年の男女平等に関する「指令」を採択し、提案されている改正を検討し、2003年までに雇用や職業生活以外の分野において EC 条約13条の規定に基づいた「指令」を採択することで男女平等の権利を強化する。
- ④ 特に、欧州ジェンダー研究所を通じてこれまでの経験と情報の蓄積の周知を拡大し、専門家のネットワークを形成する。そのための研究を2001年までに完了する。
- ⑤ 労働、特に賃金に関して男女平等を促進するように計画された活動を強化、拡大させる。既存の女性企業の活動を発展させる。
- ⑥ 育児と介護の質を向上させることで、労働と家庭生活のよりよいバランスの向上をはかる。

6. EU 拡大と対外関係の側面からの社会政策

加盟国の拡大は、EU の社会的分野においても非常に大きな影響を及ぼす。旧加盟国と新加盟国全体で経験を共有し、協力して問題に取り組んでいく必要がある。特に、完全雇用の達成と社会的排除の対策は、統合された経済社会アジェンダに従って、共同して対処されなければならない。

- ① 拡大 EU における経済的・社会的進展を促進する目的に従って、労使団体と連携して拡大 EU の社会政策全般に関して定期的に意見交換し、欧州雇用戦略や貧困、社会的排除対策に関して援助し、その分野に関して社会的対話を支援し、加盟候補国の NGO 組織の発展に寄与する。
- ② 国際機関に関連した国際社会政策に協調したアプローチを発展させる。
- ③ 特に、ジェンダーに配慮した貧困対策、保

健・教育の発展等に関する社会的側面の協力関係の政策を強化する。

II. 2005-10年の新ソーシャルアジェンダ

2005年に欧州委員会は“The Social Agenda 2005-2010”を発表した。2000年のリスボン会議で示された政策を継承し、2010をめざした後半の5年間にEUの活動をさらに盛り上げようとしたものである。副題に「グローバル経済におけるソーシャルヨーロッパ：すべての人のための仕事と機会」と記した。ここでその概要を見ていこう⁽⁴⁾。

新ソーシャルアジェンダは、大きく二つの部分からなる。最初は、「自信の回復：成功への手段と条件」として政策の前提について、述べている。後半の本論では、新ソーシャルアジェンダの具体的な内容に言及されているが、ここでも大きく二つのテーマが設定されている。完全雇用への移行と統合社会である。

(1) 自信の回復

「このアジェンダは、特に集団の活動能力を改善することによって欧州社会モデルを現代化することと、すべての人に新たなチャンスを提供することを目的としている⁽⁵⁾。」その背後で機動力となっているのは、グローバル化における競争の激化、技術開発、人口高齢化である。そこでの政策対象は、失業、貧困、不平等、差別となる。

ソーシャルアジェンダの施行に際しては、EUはいろいろな手段を持っている。法制化、社会的対話、財政支援、そして、「整合化」オープンメソッドなどがある。欧州社会基金(ESF)は、加盟国の政策をEUが採択したガイドラインや勧告に沿って実現させるための支援となる。

ソーシャルアジェンダでは、成功のためには三つの条件があるとしている。第一は世代間のアプローチであり、特に若年者への機会拡大をあげている。少子高齢化は、一部の国ではかなり改善されてきたが、欧州でも等しく共通の問題である。年金や医療、介護をはじめ、社会保障において世代間の歪みが現れている。さらに、若い外国人労働者の問題も少子高齢化に深く関係している。2005年に欧州委員会は世代間の次元に関するグリーンペーパーを発表した。特に、若年者のための欧州レベルの活動が始められた。

第二の成功への条件として、変化に対応するパートナーシップを掲げている。自治体、労使団体をはじめ、市民社会、各種圧力団体など多様な組織が、現在のような変化の激しい時代にあって、新しいパートナーシップを形成する必要があるとしている。欧州委員会はソーシャルアジェンダの施行状況を評価するためにすべてのパートナーの参加する年次総会を開催することを提案した。

第三の条件としては、国際関係の次元を強調している。まず、世界経済において EU のパートナーとなるアメリカや日本をはじめ、中国やブラジル、インド、南アフリカ等の国々と協調関係を維持しなければならない。経済政策や社会改革は国際貿易や国際競争にも直接影響を及ぼす。EU の政策変化の国際的な影響をいつも考慮しなければならない。さらに、国連や ILO、OECD、IMF、世界銀行、WTO をはじめ、国際機関と社会的次元のグローバリゼーションについて連携しなければならない。福祉先進地域として、欧州は欧州社会モデルを世界に広めていくことが望まれる。

(2) 二つの優先分野

1. 完全雇用への移行：労働の質と生産性の向上と経営スタイルの変更による雇用創出

〔完全雇用の達成〕

リスボンで合意された経済成長をもたらす活力ある社会の創造のためには、より多くの労働力が必要である。従って、欧州は労働の質と量、そして、生産性により積極的に介入しなければならない。また、経済移民の問題にも取り組まなければならない。

2003年のコック・タスクフォースが提案した報告書では、次の4点が強調された。

- ① 労働者と企業の適用力の増進
- ② 人々を労働市場に参入させ、留まらせるためのより魅力的な対策
- ③ より多く、より効率的に人的資源に投資する
- ④ より良いガバナンスを通して真の改革を実現する

〔ダイナミックで新しい労使関係〕

産業構造の変化や就業形態の多様化によって、労働法の内容も大きく変容を遂げている。欧州委員会は労働法の発展に関してグリーンペーパーを採択し、労働法の新たな枠組み形成を急いでいる。また、職場の健康と安全については、2007-2012年の新戦略を作成する。

このような労働世界の変容の時期において、欧州委員会は労使関係を重視する。すべてのレベルにおいて労使双方と協力し、政策目標達成のために働きかける。労使の自治を尊重しつつ、欧州社会対話を欧州委員会は引き続き支援する。

欧州委員会は、特に、企業の社会的責任を追究し続ける。加盟国政府と利害団体と協力して、欧州委員会は企業の社会的責任の透明性の向上とさらなる展開を奨励する活動を行う。

〔欧州労働市場の形成〕

労働者の自由移動は欧州経済共同体創設時からの大きな目標であったが、現在でもこの目標

は必ずしも達成されたわけではない。リスボン会議では、労働市場における様々な障壁を除去するための提案を欧州委員会が行うことになっていた。その一つが、職域年金制度であった。

完全な欧州労使関係の形成以前に、過渡的な国境を越えた労使交渉など、特定産業や特定地域での労使団体交渉を欧州委員会も提案し支援していく。また、欧州レベルでの職業紹介サービスのネットワーク化にも働きかけていく。2005年に欧州委員会は、労働者の移動拡大の効果を評価する専門家委員会を発足させ、報告書が作成された。さらに、加盟国拡大による移民行動の変化に関する監視、評価を継続的に行う研究を開始した。

2. より統合的な社会：すべての人への機会均等

〔社会保障制度の現代化〕

加盟国は等しく長期にわたる社会保障改革を実施している。「整合化」オープンメソッド(OMC)は、共通する目標を設定しているが、目標達成への方法や手段は各国の選択に委ねられる。欧州社会基金は、社会的包摂政策の施行に貢献する。「整合化」オープンメソッドは本来、排除、貧困、年金に適用されるものであったが、政府や労使、自治体市民社会等様々な団体によって広く有効性を発揮してきた。

2006年からは、「整合化」オープンメソッドが保健、介護サービスの領域において適用されるようになった。このことは普遍的なアクセス、サービスの質、財政の安定の3つの課題をめぐって重要な改革となる。欧州委員会は「整合化」オープンメソッドが施行される方法が合理的で単純化されるよう提案する。

〔貧困対策と社会的包摂の促進〕

貧困のリスクに瀕している人の割合は、EU

全体で拡大している。欧州委員会は、過去のソーシャルアジェンダに登場してきた各国国内の最低所得保障制度を議論している。「整合化」オープンメソッドに刺激され、各国は最低所得保障制度をより効果的に改革する準備をしている。しかしながら、現状ではまだ多くの人々が雇用も最低所得も確保していない。

欧州委員会はなぜ既存の制度が十分機能しないのか、2005年から労使団体等と協議、相談を始めた。欧州委員会はまた、「2010貧困と社会的排除と戦う欧州年」に向けて活動する。社会的弱者の状況を2000年から2010年の10年間の推移としてまとめる。

〔多様性の受容と差別禁止〕

2004年に「拡大EUにおける平等と無差別」と題したグリーンペーパーが公表された。これを受け、2005年に欧州委員会は新たな政策計画を打ち出した。EUの既存の政策を補足する諸活動の可能性と関連性について言及している。特に、少数民族民族の問題を重視した。2007年を欧州機会均等年とし、この問題の重要性を改めて訴える。

2000-2005年のリスボン戦略は終わったが、男女間の差別は依然として大きく残されている。賃金水準から就職、職業訓練、キャリア形成、昇進、家庭における役割、意思決定への参加等々、多くの男女差別がある。2004年には、欧州ジェンダー研究所が設立された。欧州委員会は新たな提案をし、成功事例の情報交換を行う。

障害者の機会均等に関しては、欧州委員会は活動計画を作成し、2年ごとの欧州障害者デーに障害者の状況に関する報告書を出版する。

〔一般的な社会サービス〕

欧州委員会は2004年に一般的なサービスに関するホワイトペーパーを公表し、2005年には一

一般的な社会サービスがより良く機能し、現代化するような枠組みを明確にするための「通知（コミュニケーション）」を制定した。社会サービスがどのように組織され、どのように機能するかに言及し、多様な領域において現代化しつつ、質の向上に貢献するだろう。

2005年、欧州委員会は条約86条(3)と経済的な公益サービス（SGEM）の財政のための調整に基づく「決定」を採択した。つまり、経済的な公益サービスに与えられた政府援助は、EU法と矛盾しない。欧州委員会は特定範囲内で公的サービスの補償額の届出を免除しようとしている。病院、社会的な住宅協会等には、特別な条件が適用される。多くの社会サービスがこの「決定」の恩恵を受ける。

Ⅲ. 新たな政策論点

(1) 一般的評価

EU 関連の文書で常時与えられる印象は、すばらしく、美しいことである。文書として読む限り、非難しようがないくらい論理的で緻密な美辞麗句が並んでいる。しかし、それは総論に限ったことである。この内容で具体的に何ができるのか想定してみると、大きな成果が期待できなくなる。

多様な問題に関して、相談、協議、調査、助言を行うか、あるいは、特定の機関を創設するというものがほとんどである。問題解決に直接介入して行動を伴うような法改正にいたっていない。欧州委員会の「コミュニケーション（通知）」にしても、具体的な提案は少ない⁽⁶⁾。

今回、2000年と2005年に発表された二つのソーシャルアジェンダを取り上げたが、2005年新ソーシャルアジェンダは当然ながら2000年ソーシャルアジェンダを前提とし、これを踏襲している。二つのアジェンダの間にあるのは、この間の比

較的良好な経済情勢と各種統計上の好材料であろう。つまり、リスボンが2010年を想定した見取り図をさらに強気に練り直したものが新ソーシャルアジェンダとなっている。逆に言えば、2000年からの5年間の経済情勢が改善されていなかったならば、より積極的な新ソーシャルアジェンダは成り立たなかったであろう。当然ながら、この間の経済的な成功は必ずしもリスボン欧州会議の政策の成功を意味しない。

2つのアジェンダを通して言えることは、経済政策と社会政策の一体化である。全体としては、社会政策がかなり控えめに扱われている。逆に、社会政策が経済政策の一環に組み込まれている。経済政策の成功が社会政策の条件であり、社会政策も経済政策に貢献する性格を持つものでなければならないとの理解である。

EU の中心部分をなす EEC は、創設以来、経済的な目的を持つ組織として活動してきた。1970年代になってようやく「社会的側面」の重要性が強調され、社会政策が展開されてきた。今回のアジェンダは改めて EU の本質を示したようにも思える。

社会保障に関する限り、両アジェンダによって特別に EU 社会保障政策が前進したとは思われない。むしろ、これまでの政策の踏襲とも言えよう。「現代化」政策は、既にかなり前から登場していた。1990年代初頭のマーストレヒト条約の準備段階で、政策の行き詰まりの中「社会保障の自発的収斂化」の概念とともに、社会保障の「現代化」が主張された。各国の大きな社会保障の相違を前にして、「現代化」を叫ぶことが、各国制度の歩み寄りを意味していたのである。

新規加盟した国々には、まだ、社会保障制度が十分機能していない国も含まれている。長い社会主義政権の後遺症で現代的な社会保障を構築していない国もある。各国が現代的な社会保

障制度を導入することは、自発的な「調和化」につながる。しかし、この政策は各国政府の自発的な行動を前提としており、早期の政策効果は期待できない。

(2) 具体的な政策論点

① すべての人のための政策

歴史的に遡れば、EUは当初から政策ターゲットが絞られていた。創設当時は、「労働者」の自由移動を保障するのが基本であった。この「労働者」とは、民間企業被用者を意味していたが、次第に公務員や自営業者も含む概念となり、さらに、「労働者」に限らず「人」の自由移動が叫ばれるようになった。それでも、基本的には国境を越えて活動する人が暗黙のうちに対象化されてきた。

今回の新ソーシャルアジェンダが「すべての人」と強調するのは、こうした動きに、機会均等、差別禁止の流れが加わったことによると思われる。機会均等や差別禁止も当初は、男女間での運動が中心であった。現段階では、さらに、障害者や貧困者等の社会的弱者まで広く包括的に扱った概念を用いている⁽⁷⁾。この趣旨に関しては、批判のしようがないであろう。

特に、新ソーシャルアジェンダで強調されているのは世代間の平等であった。より具体的には、若年者の支援である。年金において若年者が過大な負担で不平等になりやすい。また、雇用においても若年者は解雇されやすく保障が手薄い。次世代を担う若者が非常に差別的に扱われているのが現代の福祉社会となっている。

② 知識集約型社会

リスボン欧州理事会では、欧州が「世界でも競争的でダイナミックな知識集約型経済であり、持続的な経済成長とより良くより大きな社会的統合が可能な社会である⁽⁸⁾」と述べてい

る。そして、EUは情報・通信技術の分野での世界的な成功を予期し、それによって経済成長と高い社会福祉を維持できるとしている。

確かに、欧州も情報化社会に突入している。だが、それが世界で最も競争力のある状況であり、それを長く維持できるか不確かである。アメリカや日本だけでなく世界中の国々がほぼ同じような期待を持っていると思われる。情報・通信技術は、欧州だけに便益を与えるものではない。むしろ、開発途上国にとっても先進諸国と肩を並べる大きなチャンスとなるであろう。そして、この不確かな前提条件が満たされなければ、今回のソーシャルアジェンダはまったく意味をなさないことになる。つまり、欧州が情報・通信技術の領域で競争に敗れるか、他の国々と差別化できない状況であれば、欧州だけ高い経済成長は見込めないし、高い福祉も維持できなくなる。

③ 「整合化」オープンメソッド

リスボン欧州会議が社会政策領域で最も注目されるのが、「整合化」オープンメソッドである。加盟国で「整合化」政策をとる際に、欧州社会基金から援助されるものである。雇用戦略が中心であったが、社会的包摂や年金、保健、医療、介護等の分野でも適用されることになった。「整合化」を進める上での刺激にはなるだろう。

だが、「整合化」オープンメソッドの効果にも限界があるろう。欧州社会基金も財政的にそれほど余裕のあるものではない。また、性格上、社会保障は莫大な財政規模を要する。雇用対策と違って、社会保障における「整合化」オープンメソッドの効果は大きくないであろう。

本来、「整合化」オープンメソッドは加盟国の自発的な「整合化」を促す手段であるが、手段があるからといって即効果を挙げるとは限ら

ない。日本の給付金のように、導入されてもほとんど機能せずに終了する場合もありうる。一つの道が開けたことは評価すべきであるが、通る人がいなければ意味が無い。

2000年に導入されたこの制度であるが、社会保障領域ではまだ著しい成果が報告されていない。逆に、この制度の問題と適用困難を主張する報告が目立った⁽⁹⁾。EUが共通する政策を加盟国に求めても、それに応じられるかどうかは各国によって違う。例えば、社会保障においては、周知のとおり、ビスマルクモデルとビバリッジモデルがある。ビバリッジモデルに従った改革を求めれば、ビスマルクモデルに順じた国々は応じにくくなる。つまり、「整合化」オープンメソッドを活用しやすい国としにくい国があるはずである。

④ 貧困と社会的包摂

今や、貧困は欧州でも最も大きな社会的リスクの一つになりつつある。特に、新規加盟国の中には、国内に貧困問題が深刻な国々もある。また、他の加盟国でも国内に貧困問題が蔓延している。

EU レベルでの最低所得保障制度の導入が、これまでも主張され検討されてきた⁽¹⁰⁾。だが、実現に程遠かったのは、EU が最低賃金を保障されていて生活保護など必要としない「労働者」を政策ターゲットにしてきたからであろう。今回、ソーシャルアジェンダで貧困対策が強調されたことは、評価すべきであろう。

他方、ソーシャルアジェンダで「社会的包摂」と呼ばれる内容であるが、雇用への包摂一辺倒である。労働能力のない障害者や社会的弱者は、政策の対象にほとんど含まれないことになる。また、ソーシャルアジェンダでは、EU が既存の貧困対策が何故十分機能しないか協議するとしている。つまり、EU は相談者であり、調整

役であるが、決して貧困問題に対して直接の活動家にはならないのである。貧困対策は、依然として各国の自治下にある。

⑤ 私的年金

年金については、周知のとおり社会保障の公的年金制度は1971年の「規則」により、EU レベルで「整合化」が行われている。権利保持や合算措置や送金等の「規則」が施行されている。ところが、私的な年金については、この「規則」は適用されてこなかった。今回の EU 「指令」は、私的年金制度をターゲットにした。国境を越えて移動する人に対して、私的年金制度も「整合化」規定に従うことになった⁽¹¹⁾。

各国において、年金改革が共通する流れを経ている。公的な年金が後退すると同時に、私的年金の重要性が改めて重要視されている。私的年金とはいえ、もはや自由な運営は許されなくなった。老後の所得保障として、私的年金も大きな役割を担わなければならなくなった。企業年金「指令」は、加盟国間で私的年金の統一基準を設けている⁽¹²⁾。各国がこの基準に従って企業年金を運営すれば、当然ながらその結果として EU レベルでの企業年金の「整合化」そして、「調和化」が進行することになる。

(3) 欧州社会モデルの意義

二つのソーシャルアジェンダで強調されているのは、欧州社会モデルを刷新したことである。つまり、欧州社会モデルの下で、「すべての EU 加盟国の社会制度が経済的効率と社会的進歩の間の一貫性を刻んだ⁽¹³⁾」ものであり、今後の政策の基本となる考えであろう。しかし、この考えは特別なものではなく、むしろ当然のことである。これまで経済的な許容範囲以上の福祉を容認してしまったことが、福祉国家の破綻に繋がった。当然の論理を改めて示したこと

に意義があるかもしれない。また、この論理は欧州に限らず普遍的なものであろう。

欧州委員会のハイレベル委員会の報告書では、「グローバリゼーションが欧州社会モデルに圧力をかけており、グローバリゼーションへの適応が必要となっている⁽¹⁴⁾」と述べている。そして、グローバリゼーションが新しい形の国際経済や公正な貿易ルール、そして、広い雇用政策や社会政策を要請しているとしている。この報告書では、最後に、欧州社会モデルが世界各国との開発協力にも貢献すると締めくくっている。

新しい欧州社会モデルとは、一見してアメリカや日本の福祉国家モデルに接近しているように思われる。伝統ある欧州福祉国家が、より市場経済に密着した自由主義モデルに歩み寄っている。社会保障の民営化もその典型的な事例である。グローバル化へ適応すべきとしていることも、かつての欧州福祉国家モデルの終焉を暗示している。

【註】

- (1) これ以前の EU の社会保障政策の経緯については、拙著『欧州統合と社会保障』ミネルヴァ書房、1999年の第 2 部を参照されたい。
- (2) Employment and Social Policy Council, "Adoption of the European Social Agenda", 2000.
- (3) Ibid., p.1.
- (4) European Commission, "The Social Agenda 2005-2010", 2005.
- (5) Ibid., p.19.
- (6) European Commission, Modernising and Improving Social Protection in the European Union: Communication from the Commission", 2005.
- (7) Communication from the Commission on the Social Agenda, COM(2005), IP/05/152.
- (8) Strategic Goal for 2010, Lisbon European Council, March 2000.

- (9) 例えば、次のナショナルリポートが象徴的である。
Zeitlin, J. & Pochet, P.(eds.), *The Open Method of Co-ordination in Action*, P. I. E.-Peter Lang, 2005.
- (10) 次の文献が代表的。
Deleeck, H., Social security and 1992, in Pijpers, A.(ed.), *The European Community at the Crossroad*, Martinus Nijhoff,1992, pp.91-117.
- (11) Communiqués de Press, 20/10/2005.
なお、EU の企業年金指令については、既に紹介してある。次を参照されたい。
岡伸一「企業年金の新たな時代：EU 企業年金「指令」をめぐる」厚生年金基金連合会『企業年金』2005年 3月号、20-23頁
岡伸一「EU における企業年金の新たな展開：2003年企業年金「指令」を中心に」国立社会保障人口問題研究所『海外社会保障研究』No. 151、2005年 6月25日、52-62頁
- (12) Official Journal, L 235/10, 23.9.2003.
- (13) European Commission, Report of the High Level Group on the future of Social Policy in an Enlarged European Union, 2004, p.27.
- (14) Ibid., p.28.

【参考文献】

- Bourrinet, J & Nazet-Allouche, D., *Union Européenne et protection sociale*, La Documentation Française, Paris, 2002.
- Brine, J., *The European Social Fund and the EU*, Sheffield Academic Press, 2002.
- Porte, C. & Pochet, P.(ed.), *Building Social Europe through the Open Method of Co-ordination*, P.I.E.-Peter Lang, Brussels, 2002.
- Van Berkel, R. & Moller, I.H., *Active Social Policies in the EU*, The Policy Press, 2002.
- Jorens, Y.(ed.), *Open Method of Coordination*, Nomos Verlagsgesellschaft, 2003.
- Vaughan-Whitehead, D.C., *EU Enlargement versus Social Europe?*, Edward Elgar, Cheltenham, 2003.
- European Commission, "Report of the High Level Group on the future of social policy in an enlarged European Union", 2004.

- European Commission, “The Community Provisions on Social Security”, 2004.
- European Commission, “The Social Agenda 2005-2010”, 2005.
- European Commission, “Social Agenda: A Europe for All”, *Employment and Social Affairs*, No 11, 2005.
- European Commission, “Confronting demographic change: a new solidarity between the generations, GREEN PAPER”, 2005.
- European Commission, “Equality and non-discrimination: annual report 2005”, 2005.
- Adnett, N. & Hardy, S., *The European Social Model*, Edward Elgar, Cheltenham, 2005.
- Council of Europe, *Social Security: a factor of social cohesion*, Strasbourg, 2005.
- De Burca, G.(ed.), *EU Law and the Welfare State: in search of Solidarity*, Oxford Univ. Press, Oxford, 2005.
- Johnson, A., *European Welfare States and Supranational Governance of Social Policy*, Palgrave, 2005.
- Zeitlin, J. & Pochet, P.(ed.), *The Open Method of Co-ordination in Action*, P.I.E.-Peter Lang, Brussels, 2005.
- Pestieau, P., *The Welfare State in the European Union*, Oxford Univ. Press, Oxford, 2006.